

告 示

埼玉県告示第千七百一十一号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十六号で告示した富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕